

一般名処方および後発医薬品（ジェネリック）について

当院は、院外処方箋発行時、一般名（有効成分の名称）での処方を実施しております。これにより調剤薬局で後発医薬品（ジェネリック医薬品）を含むどの医薬品でも調剤をしてもらうことができ、患者様のお薬代の負担を軽減することにつながります。

国内情勢等により、一部の医薬品の供給が制限される場合があります、今まで服用していたものと違う製薬会社のお薬が調剤される可能性があります、同じ原料で作られたお薬ですので安心して服用いただけます。薬剤師と相談の上、服用下さいますようお願い致します。

また、院内調剤でお薬を処方する場合におきましても、ジェネリックの処方に積極的に取り組んでおります。しかしながら前述した通り、一部の医薬品が入荷されない状況が起きた場合は、患者様にはご迷惑をおかけしますが、相談の上、症状に応じて、他のお薬を処方させていただくことがありますので、何卒ご了承下さい。

【令和6年10月より】

長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品のうち一部）を患者様の希望で処方した場合、該当後発医薬品との差額の25%が保険対象外となり、患者様の自己負担となります。後発医薬品の処方にご協力をお願いします。

城北診療所